

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員(以下「職員」という。)による障がいのある人に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある人であって、障がい及び社会的障壁の相互作用により、暮らしや生活に何かしらの問題(支障)を感じている人をいう。
- 二 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。

(障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人に対し、障がいを理由として、障がいのない人と不当な差別的取扱いをすることにより、当該障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

- 2 教育委員会は、職員が合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 3 教育委員会及び職員は、前二項に規定する合理的配慮を怠ることによって、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の留意事項)

第5条 職員は、合理的配慮を行うに当たり、障がいのある人の意見を聞き、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、代替措置の選択も含め、柔軟に対応するものとする。

- 2 合理的配慮は、教育委員会がその事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人と障がいのない人に同等な機会を提供することを目的としており、教育委員会が行うその事務又は事業の目的、内容又は機能の本質的な変更には及ばない。
- 3 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、次に掲げる要素を考慮し、具体的場面及び状況に応じて、客観的かつ総合的に判断するものとする。
 - 一 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か)
 - 二 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性の程度
 - 三 費用又は負担の程度

- 4 職員は、前項の規定により、社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合においては、障がいのある人に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 5 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託する場合には、委託の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮を行うことについて盛り込むよう努めなければならない。
- 6 教育委員会は、障がい種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例並びに学校等における合理的配慮等の具体例を別に定めて例示するものとする。なお、職員が合理的配慮を行うに当たっては、当該事例のみに限られるものではなく、当該事例を踏まえ、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて、柔軟に対応しなければならない。

(分野別の留意点)

第6条 教育委員会は、所管事業の分野別に留意点を別に定める。

- 2 職員は、前条各項に定める合理的配慮を行うに当たり、前項の留意点についても配慮しなければならない。

(研修及び啓発)

第7条 教育委員会は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 前項に規定する研修は、職員とその監督者（職員のうち、部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係長又は係長相当職以上の職にある者をいう。以下同じ。）である職員に対して、基本的事項及び求められる役割について理解させるために実施する。
- 3 教育委員会は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がいのある人へ適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより、意識の啓発を図るものとする。

(相談体制の整備)

第8条 教育委員会は、職員による障がいを理由とする差別に関する障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、別に定める相談窓口を置く。

- 2 前項に規定する相談窓口で相談を受ける場合においては、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、筆談、要約筆記、手話など障がいのある人が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項に規定する相談窓口に寄せられた相談は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、法第17条第1項の規定により県が組織する障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係者間で情報共有を図るものとする。
- 4 教育委員会は、第1項に規定する相談窓口について、必要に応じ充実を図るよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第9条 監督者は、次に掲げる事項を行うことによって、合理的配慮がなされるよう環境の整備を図り、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが行われぬようにしなければならない。

- 一 部下の職員に対する日常の執務を通じた指導により、障がいを理由とする差別の解消に関し、当該職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障がいのある人及びその家族その他の関係者から合理的配慮がなされないことに対する相

談又は苦情の申出があった場合においては、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合においては、部下の職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、部下の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人に対し障がいを理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮を怠った場合においては、速やかに、これらを是正する措置の実施又は指示指導を行わなければならない。

3 監督者は、前二項のほか、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分)

第 10 条 職員が、障がいのある人に対し、その事務又は事業を行うに当たり障がいを理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は、合理的配慮を著しく怠った場合であって、これらを是正するため当該職員の監督者が行った指示指導に従わず、なお態度を改めないときは、当該職員は懲戒処分に付されることがある。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。